

広島県告示第五百四十三号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定によって、広島県立総合技術研究所林業技術センターの使用料徴収事務を次のとおり委託した。

令和六年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者	委託した年月日 (委託期間)
名 称	令和六年四月一日 (令和六年四月一日～ 令和七年三月三十一日)
住 所	一般財団法人広島県森林整備・ 農業振興財団
	広島市中区大手町四丁目二番 一六号